

## 放射性物質汚染対処特措法のしおり（廃棄物関係）

〔平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法〕

放射性物質により汚染された廃棄物のうち、主に特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する部分について記載しています。

### 1 法の目的等

この法は、放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方自治体、関係原子力事業者（＝東京電力）等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、平成24年1月1日に全面施行されました。

### 2 放射性物質により汚染された廃棄物の処理<sup>※1</sup>

#### (1) 原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理（法第9条）

関係原子力事業者が実施

#### (2) 特定廃棄物の処理（法第11～20条）

〔廃棄物処理法は適用除外〕

##### ① 対策地域内廃棄物（法第11～15条）

環境大臣による汚染廃棄物対策地域の指定

- ① 警戒区域・計画的避難区域であること、又はこれらの区域であったこと。
- ② その区域の大部分が、①の区域である市町村又はこれらの区域であった市町村の区域であること。

〔東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域、福島県葛尾村、浪江町及び楢葉町の区域、南相馬市の一部の区域、飯館村の区域、川俣町の一部の区域〕

環境大臣による対策地域内廃棄物<sup>\*</sup>処理計画の策定

〔<sup>\*</sup>：事業活動に伴い生じた廃棄物（国又は地方公共団体が施行する災害復旧事業に伴い生じた廃棄物及び土地等に係る土壌等の除染等の処置に伴い生じた廃棄物を除く。）を除く。〕

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理（法第15条）

##### ② 指定廃棄物（法第16～18条）

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査（義務）

〔p2の表中の②～⑥の廃棄物が対象〕

左記以外の廃棄物の調査（任意）

環境省に報告義務

環境大臣による指定廃棄物の指定  
〔セシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が8,000Bq/kg超の廃棄物を指定〕

国が処理（法第19条）

不法投棄禁止・不法焼却禁止・業としての処理禁止（法第46～48条）

#### (3) 特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理（特定一般廃棄物・特定産業廃棄物ほか）

##### ① 廃棄物処理法の規定を適用<sup>※2</sup>（法第22条）

→ 産業廃棄物は、排出事業者の処理責任。一般廃棄物は、市町村の総括的な処理責任。

##### ② 一定の範囲については、廃棄物処理法の基準に加え、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に係る特別処理基準、特定一般廃棄物処理施設維持管理基準、特定産業廃棄物処理施設維持管理基準を適用（法第23～24条）

※1 法及び廃棄物処理法が適用される範囲等については、p5下の図を参照下さい。

※2 イ 原子炉等規制法又は放射線障害防止法に基づき廃棄されたもの、ロ 特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）、ハ 医療法、臨床検査技師等に関する法律、薬事法及び獣医療法に基づき廃棄される放射性汚染物、放射性物質等は、廃棄物処理法の適用除外となります。

### 3 特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理（法第 23～24 条）

#### 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物とは（規則第 28 条、第 30 条）

特定一般廃棄物、特定産業廃棄物とは、特定廃棄物（対策地域内廃棄物又は指定廃棄物）でない廃棄物（すなわち、廃棄物処理法に基づき処理される廃棄物。）のうち、事故由来放射性物質によって汚染され、又はそのおそれのあるもので、次の表の①～⑨の類型に該当するものをいいます。

②～⑧については、○印又は△印の都県に所在する施設から生じたものが該当します。

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処理を行おうとする者には、特別処理基準が適用されます。

表 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

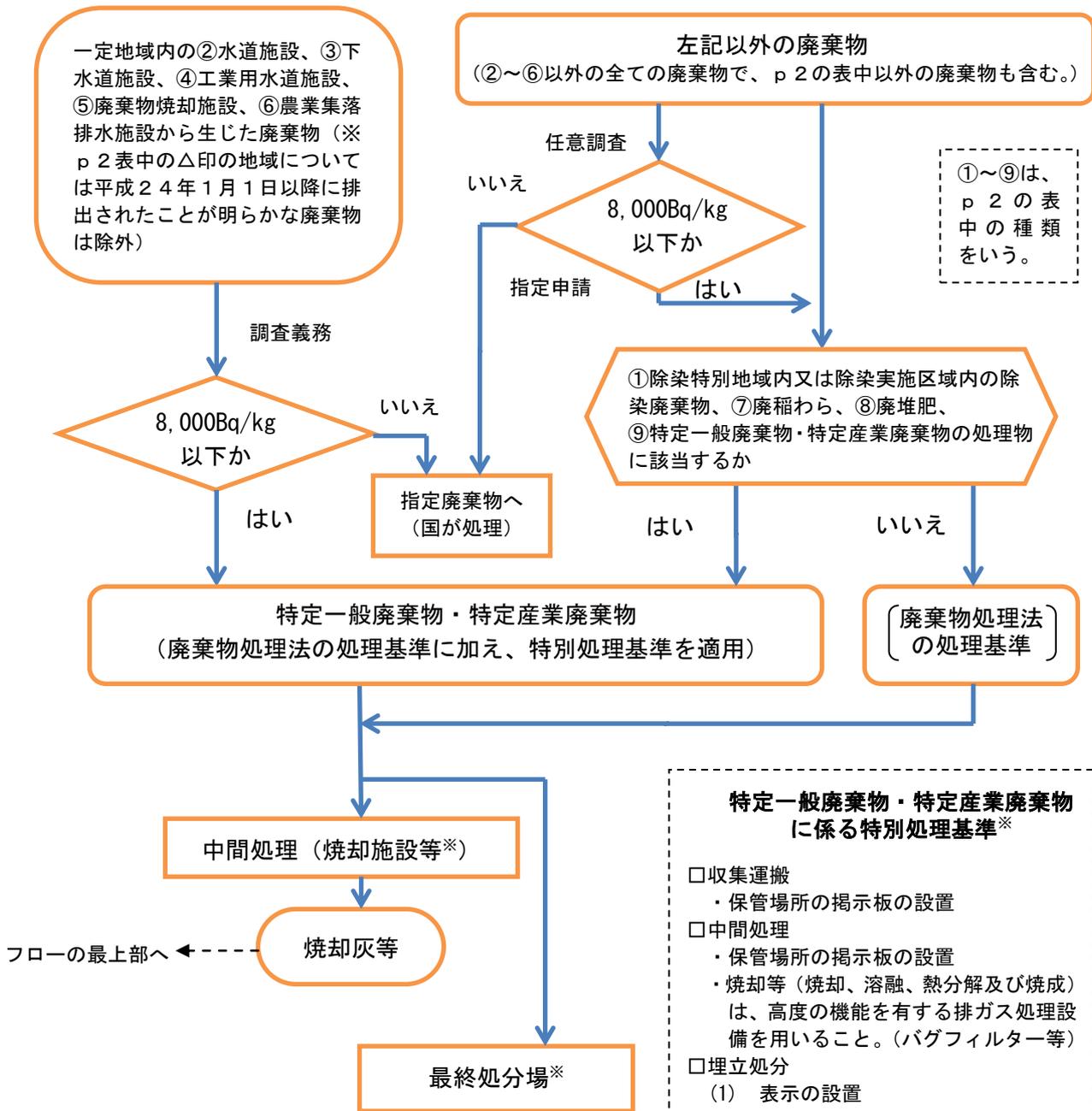
| 廃棄物の発生場所<br>特定一般廃棄物・<br>特定産業廃棄物の種類              |                                   | 岩手県              | 宮城県    | 山形県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都* | 神奈川県 | 新潟県* | 他の道府県 |  |  |
|---|-----------------------------------|------------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-------|--|--|
|   |                                   | 除染特別地域内又は除染実施区域内 |        |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |       |  |  |
| ① 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等に伴い生じた廃棄物       |                                   | 特定一般廃棄物          |        |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |       |  |  |
|   |                                   | 特定産業廃棄物          |        |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |       |  |  |
| ② 水道施設から生じた汚泥                                   | イ 脱水汚泥、乾燥汚泥（天日乾燥以外）               | 特定産業廃棄物          | △      |     | ○   | △   | △   | △   | △   | △   | △    |      | △    |       |  |  |
|   | ロ 乾燥汚泥（天日乾燥）                      | 特定産業廃棄物          | ○      |     | ○   | △   | ○   | ○   | △   | △   | △    |      | △    |       |  |  |
| ③ 公共下水道又は流域下水道（焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設）に係る発生汚泥等   | イ 焼却したもの（ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る） | 特定産業廃棄物          |        |     | ○   | △   | △   | △   | △   | △   | △    | △    |      |       |  |  |
|   | ロ 流動床炉以外から生ずるばいじん                 | 特定産業廃棄物          |        |     | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○    | ○    |      |       |  |  |
| ③ 公共下水道又は流域下水道（脱水汚泥を排出する施設）に係る発生汚泥等             | ハ 脱水汚泥                            | 特定産業廃棄物          |        |     | ○   |     | △   |     |     |     |      |      |      |       |  |  |
| ④ 工業用水道施設から生じた脱水汚泥・乾燥汚泥                         |                                   | 特定産業廃棄物          |        | △   |     | ○   | △   | ○   | △   | △   | △    |      | △    |       |  |  |
| ⑤ 廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん、焼却灰その他の燃え殻（溶融スラグを含む。） | イ 焼却灰その他の燃え殻                      | 特定一般廃棄物          | △      | △   | △   | ○   | △   | △   | △   | △   | △    |      |      |       |  |  |
|   |                                   | 特定産業廃棄物          | △      | △   | △   | ○   | △   | △   | △   | △   | △    |      |      |       |  |  |
|   | ロ ばいじん                            | 特定一般廃棄物          | ○      | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○    | ○    |      |       |  |  |
|   |                                   | 特定産業廃棄物          | ○      | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○    | ○    |      |       |  |  |
| ⑥ 集落排水施設から生じた脱水汚泥・乾燥汚泥                          |                                   | 特定一般廃棄物          |        |     |     | △   |     |     |     |     |      |      |      |       |  |  |
| ⑦ 稲わらが廃棄物になったもの                                 |                                   | 特定一般廃棄物          | ○      | ○   |     | ○   |     | ○   |     |     |      |      |      |       |  |  |
| ⑧ 堆肥が廃棄物になったもの                                  | 特定一般廃棄物                           | ○                | ○      |     | ○   |     | ○   |     |     |     |      |      |      |       |  |  |
|   | 特定産業廃棄物                           | ○                | ○      |     | ○   |     | ○   |     |     |     |      |      |      |       |  |  |
| ⑨ ①から⑧に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの |                                   | 特定一般廃棄物          | 地域限定なし |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |       |  |  |
|   |                                   | 特定産業廃棄物          |        |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |       |  |  |

備考 \*島しょ部を除く。

- ① : 土地等（土地又はこれに存する工作物、立木その他の土地に定着する物件を指す。）に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた草木類、汚泥、廃プラスチック、コンクリートの破片等が該当する。
- ②～⑥ : 法 16 条第 1 項に規定する調査の対象となっている廃棄物であり、この調査の結果事故由来放射性物質についての放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下であったため、指定廃棄物として指定されなかったものが該当する。  
△印の都県に所在する施設から生じる廃棄物については平成 24 年 1 月 1 日以降に排出されたことが明らかなもののみ特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。
- ③ : 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は要件から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、溶出に関する知見が不足しているため、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含むものとする。
- ⑦、⑧ : 事故由来放射性物質により汚染されたため利用できなくなった結果、廃棄物になったものが該当する。したがって、事故由来放射性物質により現に汚染されたため利用できなくなった、という理由でなく、他の理由のみで廃棄物となったことが明らかとなっている稲わらや堆肥については、特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）に該当しないこととして差し支えない。
- ⑨ : 特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）の中間処理（焼却等）を行った後の廃棄物が、特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）に該当することを明確化したものである。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の判断フロー

(特定廃棄物を除く。)



①～⑨は、p 2 の表中の種類をいう。

- 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に係る特別処理基準※**
- 収集運搬
    - ・ 保管場所の掲示板の設置
  - 中間処理
    - ・ 保管場所の掲示板の設置
    - ・ 焼却等 (焼却、熔融、熱分解及び焼成) は、高度の機能を有する排ガス処理設備を用いること。(バグフィルター等)
  - 埋立処分
    - (1) 表示の設置
    - (2) 廃棄物層の下に50cm以上の土壌の敷設
    - (3) 分散しないように埋立
    - (4) 廃棄物一層の厚さが3m以下で50cmの覆土 (土壌) を敷設
    - (5) ばいじんは、雨水が浸入しないよう必要な措置
    - (6) セシウム134及びセシウム137が溶出試験で検出されない廃棄物のみ の埋立処分を行う場合には、上記(2)、(4)及び(5)は適用しない
    - (7) 安定型処分場で埋め立てることができる特定産業廃棄物は環境大臣が定める要件に限定されており、その要件は未設定のため、現時点で、安定型処分場で埋立不可
- ※ 詳細は、p 4～7を参照下さい。

※ 特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設は、廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加え、特定一般廃棄物処理施設維持管理基準及び特定産業廃棄物処理施設維持管理基準が適用されます。

特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準（法第 24 条）

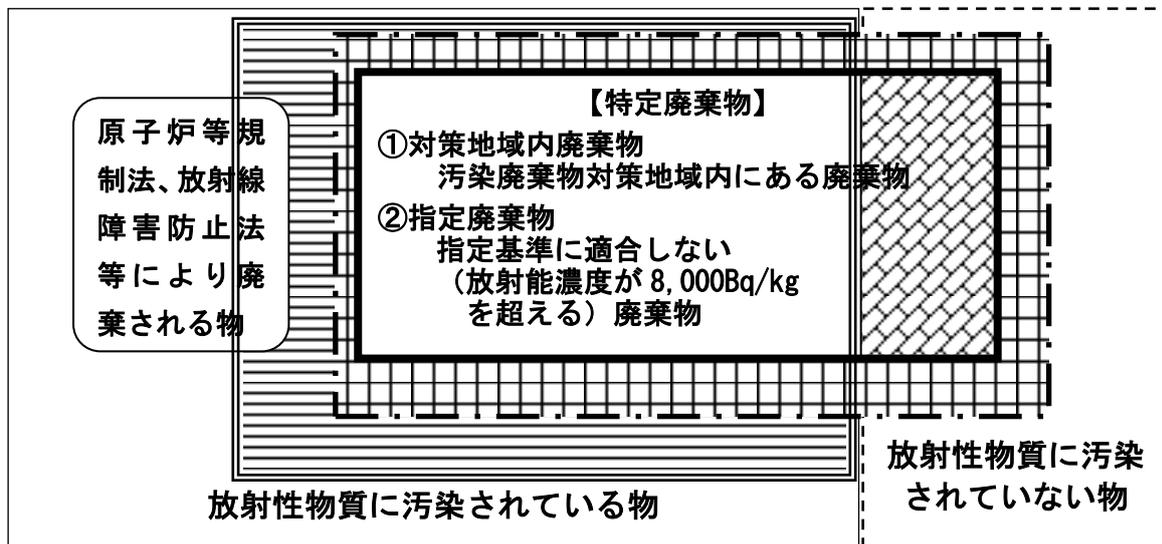
一定の要件に該当する一般廃棄物処理施設（特定一般廃棄物処理施設）又は産業廃棄物処理施設（特定産業廃棄物処理施設）の設置者等は、当分の間、廃棄物処理法に基づく通常の維持管理基準のほか、規則で定める特別の維持管理基準に従い、当該処理施設の維持管理をしなければなりません。

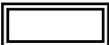
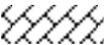
○中間処理の基準

|                   | 特定一般廃棄物処理施設  | 特定産業廃棄物処理施設   |
|-------------------|--|---|
| 維持管理基準が適用される施設の要件 | <p>規則第 32 条第 1 号、第 2 号</p> <p>1. 地域によらず特定一般廃棄物の処分に供される次の一般廃棄物処理施設</p> <p>(1) 焼却施設<br/>(2) 熔融施設<br/>(3) 熱分解施設<br/>(4) 焼成施設</p> <p>2. 特定一般廃棄物の処分の実施の有無にかかわらず、一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設であつて、次の都県に所在するもの<br/>(環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。)</p> <p>〔岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）〕</p>  | <p>規則第 34 条第 1 号、第 2 号</p> <p>1. 地域によらず特定産業廃棄物の処分に供される次の産業廃棄物処理施設</p> <p>(1) 汚泥の脱水施設<br/>(2) 汚泥の焼却施設<br/>(3) 廃油の焼却施設<br/>(4) 廃プラスチック類の焼却施設<br/>(5) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設<br/>(6) 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設<br/>(7) 産業廃棄物の焼却施設</p> <p>2. 特定産業廃棄物の処分の実施の有無にかかわらず、上記 1 の (1)～(7) に掲げる施設であつて、次の都県に所在するもの<br/>(環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。)</p> <p>〔岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）〕</p> |
| 維持管理基準            | <p>規則第 33 条第 1 号、第 35 条第 1～2 号</p> <p>イ 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあつては、次によること。</p> <p>(1) 排ガスの排出口において、当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度が、次式において 1 を超えないようにすること。</p> $\frac{{}^{134}\text{Csの濃度(Bq/m}^3)}{20(\text{Bq/m}^3)} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度(Bq/m}^3)}{30(\text{Bq/m}^3)} \leq 1$ <p>(汚泥の脱水施設はイ(1)の規定は適用されません。)</p> <p>(2) 当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。</p> <p>(1) 放流水の排出口において、当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度が、次式において 1 を超えないようにすること。</p> $\frac{{}^{134}\text{Csの濃度(Bq/L)}}{60(\text{Bq/L})} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度(Bq/L)}}{90(\text{Bq/L})} \leq 1$ |   |

|             |   |
|-------------|---|
| 維持管理基準      | <p>(2) 当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ 事業場の敷地の境界において、放射線の量を環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 次に掲げる事項の記録を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。</p> <p>(1) 処分した特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）の種類及び数量</p> <p>(2) 処分した特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）ごとの処分を行った年月日</p> <p>(3) 処分した特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）ごとの受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地</p> <p>(4) イ(2)、ロ(2)及びハの規定による測定</p>                   |
| (参考) 特別処理基準 | <p>規則第 29 条第 1 項第 2 号、規則第 31 条第 1 項第 2 号</p> <p>イ 特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）の焼却、熔融、熱分解及び焼成を行う場合には、ろ過式集じん方式の集じん器等当該処分に伴い生じた排ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている設備を用いて行うこと。</p> <p>ロ 特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）の保管を行う場合には、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦及び横それぞれ 60 cm 以上であること。</li> <li>・特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）の保管の場所である旨を表示したものであること。</li> </ul> |

【参考】法及び廃棄物処理法が適用される範囲等



-  従来廃棄物処理法が適用されていた範囲
-  事故由来放射性物質に汚染された物
-  法に基づき特定廃棄物に係る規制が適用された範囲（廃棄物処理法適用除外）
-  法第 21 条に基づき廃棄物処理法が適用されない物（法は適用）
-  法第 22 条に基づき新たに廃棄物処理法が適用された範囲
-  特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の範囲（廃棄物処理法適用）

○最終処分（埋立処分）の基準

|                       | 特定一般廃棄物処理施設   | 特定産業廃棄物処理施設   |
|-----------------------|---|---|
| 維持管理基準の対象施設の要件        | 規則第32条第3号<br>一般廃棄物の最終処分場であって特定一般廃棄物の処分の用に供され、又は供されたもの   | 規則第34条第3号<br>産業廃棄物の最終処分場であって特定産業廃棄物の処分の用に供され、又は供されたもの |
| 維持管理基準<br>※管理型処分場のみ記載 | <p>規則第33条第2号、第35条第5号</p> <p>イ 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終了した最終処分場にあつては、一月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ ロの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 排出口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度が、次式において1を超えないようにすること。</p> $\frac{{}^{134}\text{Csの濃度(Bq/L)}}{60(\text{Bq/L})} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度(Bq/L)}}{90(\text{Bq/L})} \leq 1$ <p>ホ 放流水中の事故由来放射性物質の濃度を環境大臣が定める方法により、一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヘ 次に掲げる事項の記録及び特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p> <p>(1) 埋め立てられた特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）の種類（ばいじん、又は公共用水域又は地下水の汚染の生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件に該当する特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量</p> <p>(2) 埋め立てられた特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）毎の埋立処分を行った年月日</p> <p>(3) イ及びホの規定による測定、ロの規定による水質検査並びにハの規定による措置</p> |   |
| (参考) 特別処理基準           | <p>規則第29条第1項第2号、規則第31条第1項第2号</p> <p>イ 埋立処分は、次のように行うこと</p> <p>(1) 特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。</p> <p>(2) 埋立地のうち厚さ（敷設された土壌の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね50cm以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。</p> <p>(3) 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）が分散しないように行うこと。</p> <p>ロ 熱しゃく減量十五パーセント以下に焼却した一般廃棄物（特定一般廃棄物であるものに限る。）又は特定産業廃棄物を含む産業廃棄物の（腐敗物を除く。）の埋立処分を行う場合には、当該一般廃棄物（当該産業廃棄物）の一層の厚さは、おおむね3メートル以下とし、かつ、一層ごとにその表面を土壌でおおむね50cm覆うこと。</p> <p>ハ ばいじん（特定一般廃棄物（特定産業廃棄物）であるものに限り、特定産業廃棄物</p>   |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| (参考)<br>特別処理<br>基準 | <p>にあつては、公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場に係る流動式焼却設備から生じたものを除く。)の埋立処分を行う場合には、当該ばいじんに雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>二 次に掲げる場合には、イ、ロ及びハに掲げる基準は、適用しないこと。</p> <p>(1) 事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件*に該当する特定一般廃棄物(特定産業廃棄物)のみの埋立処分を行う場合</p> <p style="margin-left: 2em;">〔環境大臣が定める要件*：<br/>日本工業規格 K0058-1 に定める方法により作成した当該廃棄物に係る検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて、セシウム 134 及びセシウム 137 が検出されないこと。〕</p> <p>(2) 水面埋立処分を行う埋立地のうち、放流水の水質を適正に維持することができることが確実であるとして環境大臣の指定を受けたものにおいて埋立処分を行う場合((1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(3) 公共の水域及び地下水と遮断されている場所において埋立処分を行う場合((1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>規則附則第 4 条関係</p> <p>安定型処分場で埋め立てることができる特定産業廃棄物は、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせないものとして環境大臣が定める要件に該当するものに限定されており、この要件は未設定となっている。</p> |
|--------------------|---|

## その他

1. 委託契約書に含まれるべき事項の追加(規則附則第 5 条)
 

委託する産業廃棄物に特定産業廃棄物が含まれている場合は、委託契約書にその旨を記載すること。
2. 産業廃棄物管理票等の記載事項等の追加(規則附則第 6 条)
 

紙マニフェスト、電子マニフェストに関して産業廃棄物の種類に、特定産業廃棄物が含まれている場合は、その旨及び数量を記載・登録すること。
3. 海洋投入処分の禁止(規則第 31 条第 4 号)
 

特定産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。

〔一般廃棄物については、従前より、廃棄物処理法施行令第 3 条第 4 号の規定により、海洋投入処分は禁止されています。〕
4. 立入検査、罰則等(法第 23 条第 6 項、第 7 項、第 24 条第 3 項、第 4 項)
  - (1) 都道府県知事は、特定産業廃棄物の処理を行う者、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の設置者に対し、また、市町村長は、特定一般廃棄物の処理を行う者に対し、廃棄物処理法に基づき、報告徴収及び立入検査ができる。
  - (2) 特定一般廃棄物の特別処理基準又は特定産業廃棄物の特別処理基準に適合しない処理が行われた場合は、廃棄物処理法に基づく改善命令又は措置命令の対象となる。
  - (3) 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準に適合しない処理が行われた場合には、廃棄物処理法に基づく改善命令、使用停止命令の対象となり、この命令に対し、違反した場合には、罰則のほか、許可取消しの対象となる。
5. 原子力災害対策本部「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」の取扱いについて(H23.12.28) 抜粋
  1. 脱水汚泥等の処理、輸送、保管及び処分について
 

放射性物質汚染対処特措法施行規則第 34 条に該当する施設以外であつて、脱水汚泥等の処理等を行うものにあつては、放射性物質汚染対処特措法の規定、同法に基づく省令及び関連するガイドライン等に留意し、適切に対応すること。
6. 原子力安全委員会「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(H23.6.3) 抜粋
  1. 再利用について
 

(略)、リサイクル施設等で再利用に供されるものの放射性物質の濃度等が適切に管理され、かつ、クリアランスレベルの設定に用いた基準以下となることが確認される場合に限り、その適用を認めるものとする。

☆このパンフレットで使用している用語の定義を示す。

| 用語                      | 説明   |
|-------------------------|--|
| 法<br>〔放射性物質汚染<br>対処特措法〕 | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）   |
| 規則                      | 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）  |
| 汚染廃棄物対策地域               | その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域。（法第11条第1項）  |
| 対策地域内廃棄物                | 汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（当該廃棄物が、当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあっては、当該搬出された廃棄物を含む。また、環境省令で定めるものを除く。）（法第13条第1項）   |
| 指定廃棄物                   | 水道施設、公共下水道・流域下水道、工業用水道施設、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設である焼却施設及び集落排水施設から生じた廃棄物であって、当該施設の管理者等の調査の結果に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める要件（ $^{134}\text{Cs}$ と $^{137}\text{Cs}$ の放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下であること。）に適合しないものとして、環境大臣が指定するもの。また、これ以外の廃棄物であっても、その廃棄物の占有者が調査した結果、環境省令で定める要件に適合しないと見られる場合には、環境大臣に指定廃棄物として指定することを申請することができる。（法第16条～第18条） |
| 特定廃棄物                   | 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（法第20条）   |
| 除染特別地域                  | その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域。（法第25条第1項）  |
| 除染実施区域                  | 除染実施計画の対象となる区域（法第35条第1項）   |
| 除染実施計画                  | 汚染状況重点調査地域内の区域であって、法に基づく調査結果等から、事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件（ $0.23\mu\text{S}/\text{h}$ 未満の放射線量）に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等の実施に関して定める計画。都道府県知事又は市町村の長が策定する。（法第36条第1項）  |
| 除染等の措置等                 | 土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（法第25条第1項）   |
| 土壌等の除染等の措置              | 事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（法第2条第3項）  |
| 除去土壌                    | 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌（法第2条第4項）   |
| 除去土壌等                   | 除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（法第31条第1項）  |
| 廃棄物処理法                  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律   |
| 廃棄物処理令                  | 廃棄物処理法施行令  |
| クリアランスレベル               | クリアランスレベルは、「放射性物質として扱う必要がないもの」として定められるものであり、我が国では、原子炉施設等の解体等に伴って大量に発生する金属、コンクリート等について定められ、放射性セシウム濃度で100Bq/kgとされている。<br>（東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン H24.1.11 抜粋）  |

☆ この資料は、放射性物質汚染対処特措法、規則、廃棄物ガイドライン、環境省通知の内容をもとに一部省略して作成していますので、詳細については、次の環境省ホームページを参照下さい。

環境省トップページ＞放射性物質対策：<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html>

☆ お問い合わせ先

| 関係行政機関等   | 所在地                                      | 連絡先  |
|---|--|--|
| 石川県廃棄物対策課   | 〒920-8580<br>金沢市鞍月1丁目1番地                 | TEL：076-225-1472（審査）<br>076-225-1474（指導）<br>FAX：076-225-1473 |
| 石川県南加賀保健福祉センター<br>（産業廃棄物監視機動班）  | 〒923-8648<br>小松市園町又48番地                  | TEL：0761-22-0795   |
| 石川県石川中央保健福祉センター<br>（産業廃棄物監視機動班）   | 〒924-0864<br>白山市馬場2丁目7番地                 | TEL：076-275-2642   |
| 石川県能登中部保健福祉センター<br>（産業廃棄物監視機動班）   | 〒926-0021<br>七尾市本府中町ソ27番9                | TEL：0767-53-2482   |
| 石川県能登北部保健福祉センター<br>（産業廃棄物監視機動班）   | 〒928-0079<br>輪島市鳳至町畠田102番4               | TEL：0768-22-2011   |
| 金沢市環境指導課  | 〒921-8016<br>金沢市東力町ハ284番地                | TEL：076-220-2521<br>FAX：076-260-7193                         |
| 社団法人石川県産業廃棄物協会<br>（マニフェスト取扱い機関）<br>（特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受付機関）<br>（処理業の許可申請に関する講習会受付機関） | 〒920-0918<br>金沢市尾山町10番15号<br>オリンピックビルⅡ1F | TEL：076-224-9101<br>FAX：076-224-9102                         |